

出雲市シカ対策基本計画

令和6年4月
出雲市

1 計画策定の背景及び目的

本市におけるシカ被害は、島根県が定めた特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画（平成15年3月策定）に掲げる出雲北山山地の保護目標頭数（180頭）が達成できていないことなどから、人とシカの軋轢が高まり、出雲北山山地のみならず湖北山地においても多くの被害と苦情が寄せられていた。

こうした状況から、平成21年1月、シカ対策の基本的な方針を示した『出雲市シカ対策基本計画』を策定した。平成26年3月、平成31年3月に計画を更新し、被害防止対策、生息環境整備、捕獲などの対策を実施してきた。

計画期間である平成31年度から令和5年度までの5年間で、継続的に捕獲を行った結果、農林作物への被害額は大きくは減っていないものの対策の成果は徐々に表れている。令和5年末の推定生息頭数は、出雲北山山地442頭～1,979頭、湖北山地258頭～927頭（いずれもベイズ法による推定頭数）と、目標とする生息数である出雲北山山地＝180頭、湖北山地＝非生息区域、の達成はできなかった。

このような状況下にあるため、出雲北山山地及び湖北山地を対象とした『出雲市シカ対策基本計画』を以下のとおり定め、引き続き県の管理計画で定める生息目標頭数の達成を目指す。

なお、本計画は、毎年度、事業実施状況及び計画内容を点検し、随時必要な見直しを行うものとする。

2 計画の名称

出雲市シカ対策基本計画

3 計画の主体

出雲市

4 計画の位置づけ

出雲市総合振興計画「出雲神話2030」（令和4年12月策定、期間：令和4年度から令和11年度）及び出雲市森林整備計画（令和4年4月策定、期間：平成30年度から令和9年度）の下位計画とする。

また、島根県が定めた第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（令和4年3月策定、期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで）と整合する計画とする。

5 計画の目標

農林業被害を軽減するとともに、出雲北山山地においては、個体群を自然環境とバランスの取れた形で維持し、人とシカの共生を図ることを目的とし、次の目標を定める。

- (1) 出雲北山山地のシカの生息目標頭数は、島根県の第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画が定める180頭とする。
- (2) 湖北山地については、シカの非生息区域とする。

6 計画の期間

令和6年度から令和10年度（5年間）

7 目的達成のための取組

(1) 被害防止対策

- 既設金網防護柵修繕・補強、市有林への枝条巻付等を行う。
- 侵入を防止するトタン板防護柵、金網防護柵、条網防護柵、電気牧柵の購入経費に対し補助する。

(2) 生息環境整備

- 市有林で間伐を行い、シカのエサとなる下層植生が生育する森林を再現させる。

(3) 捕獲

- シカ生息頭数調査等に基づき、捕獲目標頭数をクリアするため捕獲活動を行う。
- 狩猟免許取得後、出雲市有害鳥獣捕獲班に加入した者を対象に、狩猟免許取得に要した経費の一部を補助し、捕獲員を増員する。

(4) 啓発

- 被害防止に関する有効な対策について広く周知を行う。

(5) 研究

- 対象地域の被害状況及び生息状況等の実態の把握に努め、効果を上げていく様々な取組事例を研究しながら、効果的な対策の検討を行う。